

第2章 社会情勢等の分析

第2章 社会情勢等の分析

1 社会情勢

本計画を実行し、継続的に区民の幸福度を向上させていくためには、現在の社会情勢を正しく理解して、適切に対応していくことが求められます。

そのため、本計画の策定に際し、まずはSDGsの3つの要素である経済・社会・環境のそれぞれの視点から、近年、特に変化が著しく、対応が必要な分野について、社会情勢等を分析していきます。

(1) 経済

経済産業省では、「地域デジタルイノベーション促進事業」を実施するなど、地域の企業が、デジタル技術を有する企業や金融機関、商工団体、大学等の研究機関、コンサルタントと協力して新しいビジネスを創出することを支援しています。このように、地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ、その地域ならではの特色を活かしながらイノベーション[※]^{P94}を地域に普及させていく動きが強まっています。

また、国は、科学技術立国の実現に向け、先進技術の発展に注力しており、内閣府が令和3年3月に策定した「科学技術・イノベーション基本計画」では、経済的な豊かさと質的な豊かさを実現した持続可能で強靱な社会である Society5.0^{※P93}の実現に向けて、「サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靱な社会への変革」「新たな社会を設計し、価値創造の源泉となる『知』の創造」「新たな社会を支える人材の育成」が必要であるとしています。

(2) 社会

少子高齢化が急速に進展する中、高齢者の健康を維持し、自立した生活を送ることのできる環境の整備が急務となっています。厚生労働省の「保健医療 2035」策定懇談会は、将来の日本社会の構造変化を見据えて今後の保健医療の在り方を検討し、提言を取りまとめています。提言に記載された3つの柱のうち「ライフ・デザイン～主体的選択を社会で支える～」では、人々が自ら健康の維持・増進に主体的に取り組むことや、環境や社会を健康増進に適したものにしていくことを推進すべきアクションとして掲げています。また、この提言の中では、保健医療の領域に積極的にICT^{※P93}等を活用することも推奨されています。これを受け、先進自治体においては、例えばオンライン診療^{※P94}のような遠隔サービスの実施など、日常的な健康管理の促進に関する取組等が広がっています。

この他、令和22年を見据えた社会保障の在り方を検討する、厚生労働省の「社会保障・働き方改革本部」から、「健康寿命延伸プラン」が発表され、①次世代を含めた全ての人の

健やかな生活習慣形成、②疾病予防・重症化予防、③介護予防・フレイル^{※P97}対策、認知症予防の3点が重点課題として挙げられています。

また、国は、子ども政策について重点的に取り組んでおり、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の内容を汲んだ国内初の子どもに関する基本法である「こども基本法」を令和4年に公布しました。同法には、「こども施策に対するこども等の意見の反映」のほか、「こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等」や「関係者相互の有機的な連携の確保等」が定められており、子どもに関連する各主体の連携が重視されています。「こども基本法」には、「基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められています。また、国が策定する「こども大綱」を勘案し、こども施策についての計画である「こども計画」を定めることが努力義務とされています。

子どもによる家族介護が学業や生活へ悪影響を及ぼす、ヤングケアラー^{※P97}問題が顕在化しています。厚生労働省の令和4年度予算では、「ヤングケアラーへの支援」が施策として初めて盛り込まれました。

（3）環境

平成30年に開催された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）総会において、いわゆる「1.5℃特別報告書」が承認されました。これは、産業革命以降の温度上昇を1.5℃以内に抑えるためには、令和32年までにカーボンニュートラル^{※P94}を実現させる必要があるというものです。これ以降、世界各国が令和32年までのカーボンニュートラル実現を表明しています。

日本でも、令和2年10月に令和32年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言したところですが、本区は、国の動きに先駆け、令和2年2月に、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロにする「ゼロエミッションかつしか」を目指すことを宣言しており、再生可能エネルギーの導入や資源循環の推進など、様々な分野における取組を進めています。

また、気候変動の影響により災害のリスクが高まることが予測される中、災害対策は引き続き喫緊の課題です。令和元年東日本台風では、全国142か所で堤防が決壊し、河川の氾濫により都市部を含む約35,000haが浸水したほか、これまで浸水想定区域図が作成されてこなかった中小河川の氾濫による人的被害の発生や、災害情報の伝達等のソフト面においても、多くの課題が明らかになりました。気象庁の観測では、最近30年間（平成2～31年）と統計開始の30年間（明治34～昭和5年）で比較すると、日降水量200mm以上の大雨の年間発生日数は約1.7倍に増加しており、今後も更に水害のリスクが高まってくることが指摘されています。

令和3年5月に施行された「災害対策基本法等の一部を改正する法律」に基づき、国の「防災基本計画」も修正され、住民への情報提供や個別避難計画の作成、広域避難に係る項目が大幅に加筆されるなど、より積極的な対応が必要となっています。これに合わせ、内閣府の防災・減災、国土強靱化ワーキンググループは、電気・通信の強靱性を高め、デジタル技術を極限まで活用することを提言しています。

2 我が国におけるSDGsの状況

(1) 日本の達成状況

令和4年6月に、国際的な研究組織である「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク(SDSN)」が、各国のSDGsの達成度合いを評価した「Sustainable Development Report(持続可能な開発報告書)」の令和4年版を発表しました。このレポートで日本は、163か国中19位と、前年から1つ順位を落とす結果となっています。また、「5 ジェンダー平等を実現しよう」「12 つくる責任つかう責任」「13 気候変動に具体的な対策を」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさも守ろう」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」のゴールについて、深刻な課題があると挙げられています。

SDGsの達成には、個人・企業等様々な主体が関与することが期待されることから、国のSDGs推進本部は、「SDGsアクションプラン2022」を策定し、市民社会や有識者、民間企業、国際機関等の関係者が集まる持続可能な開発目標(SDGs)推進円卓会議を中心として幅広いステークホルダー^{※P95}との意見交換を行うこととしています。

(2) 自治体の状況

令和3年度に自治体SDGs推進評価・調査検討会が実施した調査によると、回答した1,418自治体のうち94.5%がSDGsについて関心を持っており、65.7%がSDGs達成に向けて取組を推進していると回答しています。

各自治体とも、SDGsの達成に向け、地方版総合戦略や総合計画等への関連施策の反映を進めている一方、他機関にまたがり連携・協力して取組を進めていくための「体制づくり」や「ステークホルダーとの連携」が課題となっています。そのため、今後は、自治体発信の取組のみならず、個人・企業等様々な主体と協力した、より発展的で高度な取組の推進が必要とされています。

(3) SDGsとDX^{※P92}

少子高齢化の急速な進展、頻発する自然災害等の社会課題に直面していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、e-コマース^{※P92}の拡大やテレワーク^{※P96}の進展など、生活や経済面において急速なデジタル化が進行しています。

先進技術や各種データの活用は、SDGsを推進して社会問題の解決を図っていく上で、新たな光をもたらす可能性を有しています。国は、SDGsの推進、各種社会問題の解決に向けて、Society5.0^{※P93}の実現を目指しており、「スマートシティ^{※P95}」がその先行的な実現の場であると位置付けています。

3 未来社会の研究

社会環境の変化がより複雑になり、人々のニーズも多様化しているという背景から、現代は将来の予測が難しい時代に突入したと言われています。このことから、既存の社会の延長線上に未来を予測する従来の方法だけではなく、あるべき将来の姿を描いて今すべきことを逆算していく「バックカスティング^{※P96}」の考え方をとることが必要となっています。各省庁では、このバックカスティングの考え方により、様々な未来予想をしています。

(1) 未来をつかむTECH戦略（総務省）

【想定未来：令和12～22年】

「人づくり」「地域づくり」「産業づくり」の3つの視点から、実現したい未来の姿を描いています。人づくりでは、「誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、豊かな人生を享受できる社会」、地域づくりでは、「人口が減少しても繋がったコミュニティを維持し、新たな絆を創る社会」、産業づくりでは、「技術革新や市場環境の変化に順応して発展する社会」が目指されています。

(2) 働き方の未来2035（厚生労働省）

【想定未来：令和17年】

少子高齢化と技術革新により社会のあり方が大きく変わる、という考えの下、新たな働き方や企業のあり方を描いています。「時間や空間に縛られない働き方」「より充実感がもてる働き方」などの必要性や新しい働き方を実現するために必要な制度など、「2035年に一人一人が輝く社会をつくる」ためにすべきことが提言されています。

(3) 国土の長期展望（国土交通省）

【想定未来：令和32年】

「真の豊かさを実感できる国土」を目標とし、安全・安心（災害対応や医療の充実）、自由・多様（多様な選択肢から自由に選べる働き方・生き方）、快適・喜び（暮らしの利便性、豊かな自然、文化）、対流・共生（人・モノ・情報の交流、支えあい共に生きる社会）の要素を実現する社会を目指すことが示されています。

(4) 2050年までの経済社会の構造変化と政策課題について（経済産業省）

【想定未来：令和32年】

生産年齢人口比率の減少が加速し、100歳以上の高齢者が50万人を超え、単身世帯は令和22年に39.3%まで拡大することが予測されています。令和27年には、7割以上の市区町村で、人口が2割以上減少し、65歳以上が人口の50%以上を占める市区町村は3割近くになる見通しです。今後は、AI^{※P92}、IoT^{※P93}等の新たな技術による「第4次産業革命^{※P95}」が見込まれています。

(5) カーボンニュートラル^{※P94}の実現に向けた取組（環境省）

【想定未来：令和32年】

令和32年にカーボンニュートラルを実現することを将来像として設定しています。カーボンニュートラルに向けて取り組むことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、日本としての成長につながるという発想の下、様々な取組を推進することが示されています。

4 区を取り巻く現状と課題

社会情勢の変化や我が国におけるSDGsの状況等を踏まえ、主に、「葛飾区基本計画」策定以降の本区の状況と課題について、SDGsの17のゴールごとに整理しました。



1 貧困をなくそう

社会情勢の変化に伴い、経済的な理由に加え、健康や家族関係など様々な事情による複雑化・複合化した相談が区に寄せられています。このため、福祉の各分野を超えた様々な課題に対応する、一人一人の実情に寄り添った支援体制の構築が求められます。

また、全国的な少子高齢化の流れの中でも、本区は特別区平均よりも高い合計特殊出生率を維持しています¹。一方で、子育て世帯の33.2%が家庭の収入や生活等の経済面に不安を持っているほか²、支援が必要な時に頼れる人や相談先がある区民の割合は41.2%に留まっています³。

本区では、「葛飾区子ども・若者計画」の一部を子どもの貧困対策として位置付けて取組を進めており、子どもが生まれ育った家庭の環境に左右されることなく育つよう、更なる支援の充実が求められます。

¹ 出典：東京都「人口動態統計（令和2年）」

² 出典：「葛飾区子ども・若者に関する調査結果報告書」

³ 出典：「令和4年度葛飾区政策・施策マーケティング調査」



2 飢餓をゼロに

子育て世帯に経済的な不安を抱える家庭が一定数存在する中で²、近年の社会・経済環境の変化により、家庭における食品に対する支出は増加傾向にあります。小・中学校に通う児童・生徒にとって、給食は適切な栄養量を確保するために重要な手段であり、本区においても給食費の公費補助の充実を図ってきました。

一方、子ども食堂^{※P95}の利用者の中には、十分な食事をとれていない子どもや虐待、いじめを受けている子どもなど、様々な課題を抱えている子どもも存在しており、支援が必要です。

適切な食生活の維持に当たっては、その原材料の確保も重要です。本区は、特別区の中でも農業が存続している数少ない区ですが、近年では農家数、従事者数、農地面積ともに、減少傾向にあります⁴。特別区の中でも特色ある農業の維持・振興に向けた取組が求められます。



3 すべての人に健康と福祉を

本区は、日本人の死亡原因の第1位である悪性新生物（がん）による死亡率⁵や生活習慣病有病率⁶が、東京都・特別区より高い状況にあります。そのため、各種がん検診を受けやすい体制整備や受診促進、がんに関する正しい知識啓発などのがん対策を総合的に推進するとともに、健診受診を契機として、区民が自ら健康管理し、生活習慣病を予防するための対策に取り組んでいます。

また、65歳健康寿命が男性80.91歳、女性82.64歳と、男女ともに東京都平均を下回っており⁷、健康寿命の延伸が課題となっています。健康寿命の延伸に係る重要な要素として、高齢者のフレイル^{※P97}（身体的フレイル、精神的・心理的フレイル、社会的フレイル）予防の必要性が指摘されており、本区においても、一人暮らし高齢者世帯の増加や、地域コミュニティの希薄化などの傾向から、精神的・心理的フレイル及び社会的フレイルを抱える区民の増加が懸念されます。さらに、要支援・要介護認定者は令和元年度23,110人、令和3年度23,926人と増加傾向にあり⁸、介護予防に向けた取組の必要性が高まっています。最近では、家庭内等で介護や看護を担う人（ケアラー^{※P95}・ヤングケアラー^{※P97}）の負荷にも注目が集まっており、負荷軽減のための取組の重要性が増しています。

就労や自主的な活動の場を持っている区民は61.7%、日頃から運動習慣のある区民は62.8%ですが、20代～50代では低い傾向にあり³、運動習慣の無い区民に対する働きかけが不可欠となっています。

⁴ 出典：「葛飾区の現況（令和3年度版）」

⁵ 出典：「人口動態統計（令和2年）」/東京都「人口動態統計（令和2年）」/厚生労働省「人口動態統計（令和2年）」

⁶ 出典：「国保年金課資料」

⁷ 出典：東京都「令和2年65歳健康寿命と65歳平均障害期間（都区市町村の状況）」

⁸ 出典：「葛飾区介護保険事業審議会資料」



4 質の高い教育をみんなに

長年課題になっていた待機児童は令和3年度に解消し⁹、希望する保護者がいつでも保育施設を利用できる環境が整いつつあります。一方で、初等中等教育においては、授業に満足している保護者の割合は70.1%¹⁰と一定の水準にあるものの、全国学力・学習状況調査では、中学校における正答率が全国平均を下回っており¹¹、公教育を一層充実させ、より多くの区民が質の高い教育を受けられる環境を整える必要があります。

また、支援が途切れがちな高校生世代の子どもに対しては、高校中退の未然防止、高校中退者・進路未決定者の学び直し、就学支援等を行っています。

令和4年に公布された「こども基本法」では、子どもが個人として尊重され、福祉や教育に関する権利が平等に保障されること、自己の意見表明を行う機会が確保されることが定められました。これを踏まえ、本区でも、「こども基本法」の理念に基づいた関連施策を遂行していく必要があります。



5 ジェンダー平等を実現しよう

本区では、ジェンダー^{※P95}平等を目指して、学校における男女混合名簿やジェンダー平等に通じる制服の導入を学校ごとに順次進めています。

また、本区は、生産年齢人口における女性の就業率が、特別区平均より高く¹²、女性の社会進出が進んでいると言えます。しかしながら、「男女の共同参画が進んでいる」という割合は43.9%に留まっており³、その就労環境や社会的立場の改善が必要と考えられます。

子ども・子育てについて相談できる人や相談先がある区民の割合は、令和元年度は56.4%、令和3年度は45.3%と減少傾向にあり³、家事や子育てを担う区民の相談先確保のニーズや、適切な支援を届けるための接点強化、アウトリーチ^{※P94}の必要性が増大していると推測されることから、負荷軽減や生活の充実につながる施策が必要と考えられます。



6 安全な水とトイレを世界中に

上下水道普及率は100%であり¹³、区民が安全な水と衛生的なトイレ環境を利用できるよう整備がなされています。

⁹ 出典：「葛飾区子ども・子育て会議資料」

¹⁰ 出典：「学校教育アンケート（令和3年度）」

¹¹ 出典：文部科学省「令和4年度全国学力・学習状況調査」

¹² 出典：総務省「就業状態等基本集計（令和2年）」

¹³ 出典：東京都「東京都の水道（令和3年版）」/東京都「下水道100%普及達成年次表」



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

本区では、住宅など建築物のエネルギーの高効率化を進めるため、断熱改修や省エネ設備の導入の助成を行ってきました。世帯当たりの太陽光パネル設置率は3.6%で特別区平均を上回っていますが¹⁴、住宅への省エネルギー設備の導入率は8.4%であり、特別区平均を下回っています¹⁵。

区内のエネルギーのクリーン化（ゼロエミッション^{※P95}化）には、太陽光などの再生可能エネルギーの普及に加え、住宅用省エネルギー設備など、家庭から出る温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を削減し、エネルギー消費量全体を削減するような設備や新技術の更なる展開が求められています。また、日頃から省エネを心がけている区民の割合は83.3%ですが³、区内のゼロエミッション実現のためには、区民意識の向上が不可欠であり、本区では、令和12年度までに94.2%まで伸ばしていくことを目標としています。



8 働きがいも経済成長も

区内には、製造業、卸売業、小売業の中小企業が多く立地しています¹⁶。区内の事業所数は減少傾向にあり¹⁷、本区の産業は全体として縮小傾向にあると言えます。本区の労働力人口は、平成27年は20.4万人、令和2年は20.5万人と横ばいである¹⁸一方、経営上の問題点に「人手不足」を挙げる業種が多く¹⁹、働き手と企業が求める人材との間にミスマッチが生じている可能性があります。区では、若者と企業の「雇用のミスマッチ」を防ぐ取組を実施するほか、しごと発見プラザかつしかを設置し、若者や高齢者、非正規雇用が長い方などの就労相談・支援を行っています。

区内の中小企業の事業承継に対する意向のうち最も多いのは「経営の引き継ぎについては未定である（38.6%）」ですが、続く「後継者次第である（21.2%）」、「誰かに引き継ぎたい（14.6%）」を合わせると35.8%に達します¹⁹。また、工業振興のために必要であると区民が考えている取組は、「区内伝統産業の優れた技法の継承及び後継者の育成」が最も多く、次に「優れた技術を有する区内製造業の育成・強化」の順となっています²⁰。区は、各種イベントの開催等により区内伝統産業や区内製造業の魅力発信、販路開拓・拡大の支援を行っています。

これらを踏まえ、本区の産業を振興するためには、就労支援や魅力ある職場づくり、事業の承継及び後継者の育成が必要となってきます。

¹⁴ 出典：東京都「太陽光発電設備現況調査」

¹⁵ 出典：総務省「平成30年度住宅・土地統計調査」

¹⁶ 出典：総務省「令和3年経済センサス-活動調査 速報集計」

¹⁷ 出典：総務省「平成28年経済センサス-活動調査」/「令和3年経済センサス-活動調査 速報集計」

¹⁸ 出典：総務省「就業状態等基本集計（平成27年・令和2年）」

¹⁹ 出典：「葛飾区の景況（令和4年）」

²⁰ 出典：「令和3年度第17回葛飾区世論調査」



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

本区では、事業所の創業比率^{※P95}は東京都平均、全国平均よりも低い3.4%となっており²¹、6～8%の水準で推移している廃業率^{※P96}を下回る状態が続いていることから²²、産業力の低下が危惧されます。

区内の産業を活性化させるためには、大学の研究成果等、新たな知見を活かした技術の活用による産業の振興が必要となってきます。



10 人や国の不平等をなくそう

本区の外国人住民数は、平成31年4月1日は21,839人、令和4年4月1日は21,669人と、直近は増加傾向から横ばいに移行しているものの、人口の4.7%を占めています²³。

区の障害者就労支援センターでは、障害者の就労支援等を行うほか、ハローワーク等と連携しながら、障害者の働く機会の拡大や継続して働ける環境整備等の支援を行っています。

社会情勢の変化に伴い人権課題がより複雑かつ多様化していることから、令和元年度に「葛飾区人権施策推進指針」を改定し、様々な人権施策に取り組んでいます。令和2年6月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワハラ防止法）」が改正されるなど、ハラスメント^{※P96}全般への対応強化が図られたことから、企業向け人権啓発紙で特集を組むなど啓発活動を更に推進しています。また、令和4年11月から「東京都パートナーシップ宣誓制度^{※P96}」の活用を開始しました。

国籍や性別、年齢、障害の有無等を問わず、全ての人が平等に、保育・教育、就労、居住、防災、その他福祉サービスを受けられるよう、各行政サービスについての情報提供、手続の利便性確保、サービスの質の向上に取り組むことが求められます。



11 住み続けられるまちづくりを

本区は、低地に位置し、区内のほぼ全域で地震による液状化の発生、建物倒壊、火災等のリスクがあるほか、荒川、中川、江戸川等の氾濫により浸水する可能性があります。そのため、本区では、道路等の基盤整備や不燃化を促進するなど地震に強い街をつくとともに、浸水に強く、親水性の高い水辺の街として、河川空間の魅力を活かした浸水対応型市街地の形成を目指しています。他方、災害時の共助の要であり、避難所の開設や運営等の主体となる自治町会に対して加入促進や防災訓練の実施等の支援を行い、地域の防災力向上にも取り組んでいます。

²¹ 出典：内閣府・経済産業省「RESAS（地域経済分析システム）ウェブページ -創業比率-」

²² 出典：総務省「平成24年経済センサス-活動調査」/「平成26年経済センサス-基礎調査」/「平成28年経済センサス-活動調査」

²³ 出典：「葛飾区の世帯と人口」

今後も、様々な災害に強い都市基盤の整備を進めていくと同時に、災害発生時に区民が自律的に行動し、避難行動要支援者も含めてスムーズに安全な場所まで避難できる仕組みも併せて構築していく必要があります。また、現状では災害発生時の避難方法を正しく理解している区民の割合は41.8%と半数に達しておらず²⁴、防災訓練に参加したことのない区民が多く存在する³ことから、防災訓練等を通じて区民の防災意識を高めていくことが求められます。

本区は、国の重要文化的景観に都内で唯一選定された「葛飾柴又の文化的景観」を有し、区の知名度向上や来街者の増加につながる貴重な観光資源となっています。令和4年11月に「国選定重要文化的景観葛飾柴又の文化的景観整備計画」を策定し、保存・活用を進めています。

公共交通網は、東西方向の鉄道網と南北方向を基本としたバス路線網が整備されていますが、区内の交通の便が良いと思う区民の割合は、令和元年度以降、約56%とほぼ横ばいになっています³。区内の鉄道網は東西方向が主であることから、南北方向の鉄道網の強化が求められるとともに、区内に点在する公共施設や商業施設、医療施設などへのアクセス性を向上するため、区民の生活の足であるバス交通を充実させていくことも必要です。

また、本区は、令和3年度に「葛飾区自転車活用推進計画」を策定し、人にも環境にもやさしい自転車を生かしたまちづくりを推進しています。今後の高齢化の更なる進展や環境への負荷低減を考えると、区内の公共交通網の更なる充実を図るほか、新たな近距離交通手段についても検討を行う必要があります。



12 つくる責任つかう責任

本区は、資源循環型地域社会の形成を目指し、ごみ減量や3R^{※P93}を推進しています。また、本区らしいコミュニティを生かし、自治町会や子ども会などによる資源回収が行われています。

区民の一人一日あたりのごみ量は、特別区平均より少なく、令和元年度以降は約500gでほぼ横ばいとなっています²⁵。

令和元年に施行された「食品ロス^{※P95}の削減の推進に関する法律」や令和4年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を背景として、今後ごみの総排出量を減らしていくために、区民意識の更なる向上や、不用品のリユース^{※P97}、資源のリサイクル等の推進が必要です。

²⁴ 出典：「令和元年度第1回葛飾区区民モニターアンケート調査」

²⁵ 出典：「葛飾区のごみ量・資源量の実績」



13 気候変動に具体的な対策を

13 気候変動に具体的な対策を

本区は、令和2年2月に、都内の区市町村に先がけ、「ゼロエミッションかつしか」を宣言し、令和32年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の実質排出量ゼロを目指すことを表明しました。さらに、令和3年度に「第3次葛飾区環境基本計画」を策定し、令和12年までに、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を平成25年比で50%削減することを目指しています。本区における部門別二酸化炭素排出量の上位は、家庭部門が41.2%、業務部門が23.5%、運輸部門が20.4%となっています²⁶。そのため、目標達成のためには、この3部門の排出量を削減する必要があります。

また、本区でも初の警戒レベル4の避難勧告を発令した令和元年東日本台風をはじめとして、気候変動の影響と推測される大規模な風水害が増加しており、被害を軽減するための対策（気候変動への適応策）に取り組むことが求められています。



14 海の豊かさを守ろう

14 海の豊かさを守ろう

本区は、西部の荒川、荒川と並行した綾瀬川、東部の江戸川、北部の大場川、中央部の中川・新中川などの大小河川や水元小合溜を背景とする広大な水郷景観など、豊かな水環境を有しています。これらの区内を流れる河川の水質は、高度経済成長期には著しく悪化したものの、昭和40年代後半から、工場等の発生源規制や下水道の普及等によって大幅に改善してきました。現在、区内を流れる河川の水質は、概ね環境基準を達成しており²⁷、河川の水質を監視するため、区では河川ごとに調査地点を設け、継続して水質の測定をしています。

令和3年6月に公園再整備基本構想が策定されたあらかわ水辺公園の再整備事業では、区民や事業者等の意見を踏まえ、様々な水辺の生き物や植物を守りながら整備を進めています。

今後も、きれいな河川や水辺を守るため、区と区民・事業者等が一丸となって日々の生活の中で環境保全に努めていくことが重要となります。

²⁶ 出典：オール東京 62 市区町村共同事業「特別区の温室効果ガス排出量」

²⁷ 出典：東京都「令和3年度公共用水域水質測定結果」



15 陸の豊かさを守ろう

本区は、「第3次葛飾区環境基本計画」に基づき区内の公園、河川における自然の保護、再生に努めているほか、花いっぱいのもちづくりを進めています。また、本区における区民一人当たりの公園の面積は4.39㎡で、地域特性や区民ニーズを踏まえた公園整備を進めています²⁸。

引き続き、区民・事業者等との協働により自然環境の保護に取り組むとともに、今後は、区内の自然だけでなく、自然環境を豊富に持つ他自治体と連携して、森林保全などの取組を進めていくことも重要です。



16 平和と公正をすべての人に

区内の犯罪発生件数は、令和元年は3,382件でしたが、令和3年は2,302件まで減少しています²⁹。一方で、児童相談所における相談受理件数は増加傾向にあります³⁰。

子どもの安全が確保された社会や、暴力や犯罪のない安全・安心な社会を目指し、引き続き、地域コミュニティの形成や地域の見守り体制の強化などの取組を推進していくことが重要です。



17 パートナーシップで目標を達成しよう

SDGsの各ゴールを達成するためには、本区だけでなく事業者や教育・研究機関、区民など様々な立場の人々が協働して取り組むことが必要です。

本区は、「葛飾区基本構想」において「協働によるまちづくり」を理念として掲げ、地域の多様な主体と区が、共に区の未来を考え、「葛飾区をより良いまちにしていこう」という思いを共有しながら、様々な取組を進めています。

本区が進める協働とは、区が、区民・事業者等と特定の目的に向けて連携・協力するものだけでなく、多様な人や団体などが地域社会をより良くしようという思いを持って活動することそのものも協働と位置付けています。区内の各地域で、自治町会、民生委員・児童委員、商店街、地元企業、NPO^{※P93}などの多様な主体が互いに連携・協力し、区と共に地域の魅力を活かしたまちづくりが進められているほか、東京理科大学や東京聖栄大学等との連携事業、秋田県鹿角市や新潟県五泉市等との包括協定締結等、様々なステークホルダー^{※P95}と協働した取組が定着してきています。

今後も、引き続きこれらのネットワーク等を活かしながら、協働により、SDGsの達成に向けた取組を進めていくことが重要です。

²⁸ 出典：公園課資料

²⁹ 出典：警視庁「警視庁の統計（令和3年）」

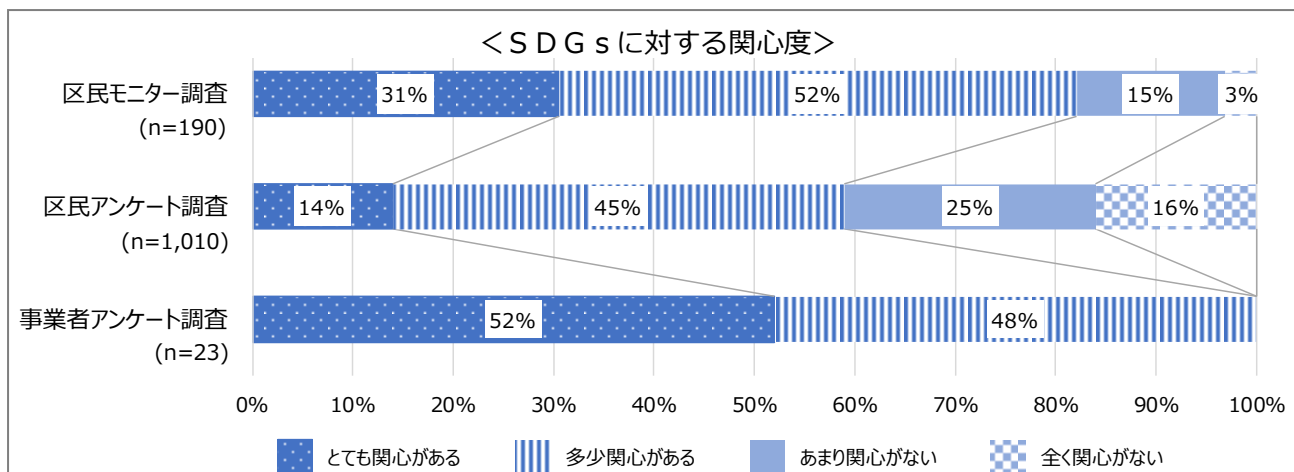
³⁰ 出典：東京都「児童相談所事業概要（令和2年度・3年度・4年度）」

5 SDGsに対する区民の意識

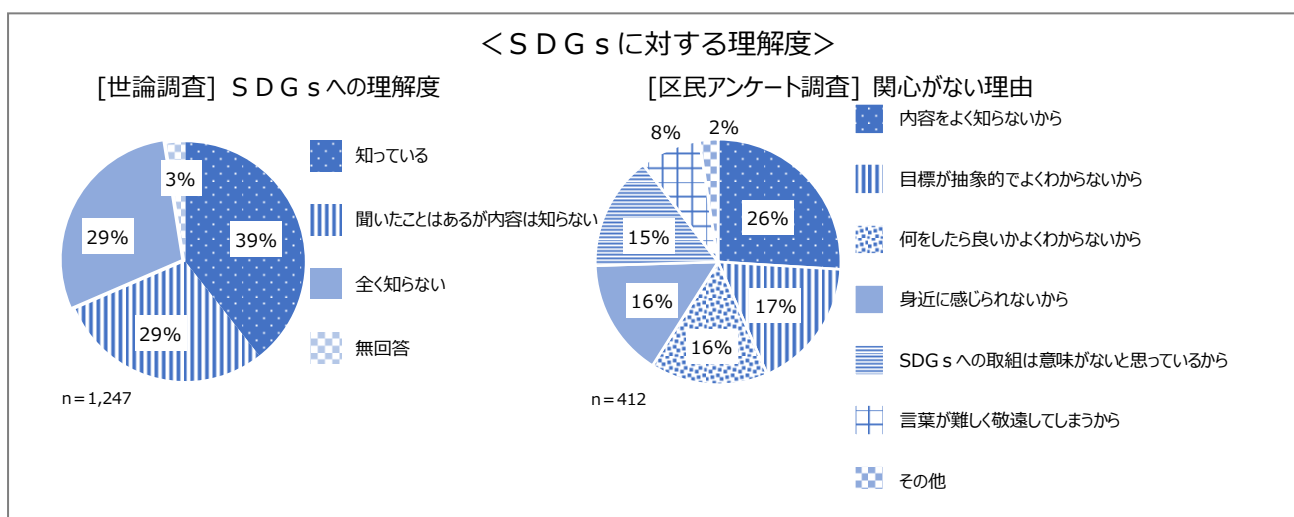
区が実施した世論調査³¹や区民モニター調査³²、区民アンケート調査³³、事業者アンケート調査³⁴の結果から、SDGsに対する区民の関心度や理解度等を抜粋し、取りまとめました。

(1) SDGsに対する関心度と理解度

SDGsに対する関心³⁵について、「とても関心がある」又は「多少関心がある」と回答した人は、区民モニター調査では83%、区民アンケート調査では59%、事業者アンケート調査では100%と、いずれも関心度が高い結果となっています。



一方で、世論調査のSDGsに対する理解度に関する設問では、「聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した人が29%であり、また、区民アンケート調査で「あまり関心がない」又は「全く関心がない」と回答した人のうち26%が、その理由を「内容をよく知らないから」と回答しており、十分な理解は進んでいないことがうかがえます。



³¹ 令和3年7月に実施。対象：18歳以上の区民。回答方法：紙媒体又はWeb。回答数：1,247。

³² 令和4年6月に実施。対象：18歳以上の区民。回答方法：紙媒体又はWeb。回答数：190。

³³ 令和4年7月に実施。対象：18歳以上の区民。回答方法：Web。回答数：1,010。

³⁴ 令和4年9月に実施。対象：区内の工業振興会議、商業振興会議、農業振興会議の各委員。

回答方法：紙媒体。回答数23。

³⁵ 世論調査では、SDGsへの関心度に係る設問項目はないため、3つの調査結果を記載している。

(2) 関心が高いゴール

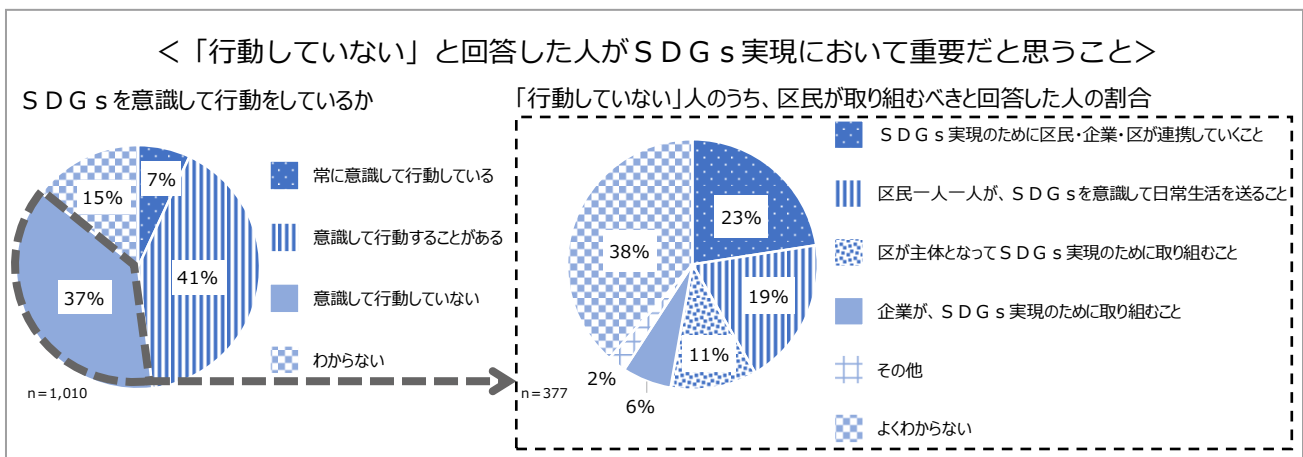
区民の関心が高いゴールについて、その傾向をみると、大きく内容は変わらず、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「11 住み続けられるまちづくりを」が挙げられています。

一方で、事業者の関心が高いゴールとしては、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」が挙げられており、エネルギーや産業分野に関連するゴールに対する関心が高い傾向にあります。

世論調査	ゴール 11 住み続けられるまちづくりを ゴール 3 すべての人に健康と福祉を ゴール 1 貧困をなくそう
区民モニター調査	ゴール 3 すべての人に健康と福祉を ゴール 11 住み続けられるまちづくりを ゴール 4 質の高い教育をみんなに
区民アンケート調査	ゴール 3 すべての人に健康と福祉を ゴール 1 貧困をなくそう ゴール 11 住み続けられるまちづくりを
事業者アンケート調査	ゴール 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに ゴール 8 働きがいも経済成長も ゴール 11 住み続けられるまちづくりを ゴール 13 気候変動に具体的な対策を

(3) 区民のSDGsの取組への参画

区民アンケート調査において、SDGsを意識して行動をしているかという設問に対して、「行動していない」と回答した人は37%となっています。そのうち、葛飾区でSDGsを実現するために最も重要だと思うこととして、23%が「SDGs実現のために区民・企業・区が連携していくこと」と回答し、19%が「区民一人一人が、SDGsを意識して日常生活を送ること」と回答していることから、行動が重要であると認識しているものの具体的な行動に移せていないことがうかがえます。



6 持続的発展に向けた方針

SDGsの達成に向けて、本区が重点的かつ先行的に解決すべき事項について、SDGsの3つの要素である経済・社会・環境の分野ごとに方針を定めます。

方針1：経済分野

本区の経済が持続的に発展し、区民が幸せに暮らせる環境を築いていくためには、事業者が安定的な経営基盤を確保することや新たな技術・事業をつくり出すこと、区民が能力を発揮して安心して働くことができる環境を築くことが重要です。

そのため、中小企業の課題となっている後継者不足や人手不足への支援、様々な関係者の協働によるイノベーション^{※P94}の創出、就労支援に取り組みます。

魅力的な企業や商店が立ち並び、区内外から集まる多くの人でにぎわう、持続可能で未来志向の地域経済の実現を目指します。

方針2：社会分野

本区で生まれ育ち、就学や就職、妊娠や出産、子育て等のライフイベントを経て、いつまでも健康で長生きし、幸せな人生を送るためには、人生のあらゆる場面での確かなサポートを得られる仕組みが必要です。

そのため、子どもの声を聴き、子どもの幸せを一番に考えた施策を展開します。そして、妊娠から子どもが成人するまで、全ての子どもと保護者が切れ目のない支援を受けられるよう、保育の質を高め、保育環境の充実を図るとともに、子ども一人一人が夢や目標にチャレンジし、幸せな未来を築くことができるよう、次代に活躍する力の育成と教育環境の充実を図ります。

また、8050問題^{※P94}やダブルケア^{※P95}、ヤングケアラー^{※P97}などの家庭内の複合的な課題を抱えた区民が、制度の狭間に取り残されず、その人らしく地域で安心して暮らしていける地域共生社会の実現を目指します。

さらに、区民全員が健康長寿により人生100年時代を楽しめるよう、地域との様々なつながりを通じた健康づくりを支援するほか、より精度の高い健康施策の立案と保健・医療サービスの充実に取り組みます。

方針3：環境分野

本区が、区民が幸せに暮らし続けることができるまちであり続けるためには、人にも環境にもやさしいまちであることが不可欠です。

そのため、省エネ対策や再生可能エネルギーの導入、温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収の取組を今まで以上に加速し、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量が実質ゼロの未来を実現します。

また、区内の移動の利便性と環境負荷の低減を両立させることにより、誰もがスマートに移動できる公共交通の実現を目指します。

さらに、大規模な災害が発生しても、誰一人取り残さずに区民の命を守れるよう、デジタル技術を活用して避難所運営や避難行動支援を行い、強靱な危機管理体制の構築を進めます。

また、SDGsを達成するためには、方針1～3に基づく区取組だけでは十分ではなく、その他の区取組の推進や、区民・事業者等の行動が必要不可欠です。

そのため、区と区民・事業者等が共に葛飾区の未来を考え、協働によりSDGsを達成するための方針を定めます。

方針4：区の行動

区は、SDGsの3つの要素である経済・社会・環境の分野ごとの方針に基づく取組のほか、「葛飾区基本計画」にて示す計画事業やその他の事業も確実に推進します。

方針5：区民・事業者の行動促進

区は、区民・事業者に対して、今すぐに行える「身近な行動事例」などを示しながら普及啓発を行い、SDGsの取組の理解や参画を促します。